

青森県報

第二千九百四十九号

平成二十年
六月二十三日
(月曜日)

目 次

告 示

二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の期日等………(市 興町 課 村) …… 一
 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行
 う事業所の所在地変更の届出……………(障 害 福 祉 課) …… 一
 公共測量の実施……………(監 理 課) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告………(県 民 生 活 課) …… 二
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告……………(同) …… 二
 右 ……(同) …… 三
 出先機関……………(同) …… 三
 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西 北 地 域 局) …… 三
 右 ……(同) …… 三
 教育委員会……………(同) …… 三
 平成二十年度教科書展示会の時期及び場所……………(学 校 教 育 課) …… 四

告

示

青森県告示第四百九十五号

二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官の平成二十年度第三次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十八条の規定によりその例によることとされる同令第百十四条及び第百十七条第一項の規定により告示する。

平成二十年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十年六月二十三日から同年七月十八日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	位 置
	受付後に 通知		
平成二十年七月二十七日(日)			八戸市大字市川町字桔梗野官地 陸上自衛隊八戸駐屯地

青森県告示第四百九十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区 分		変更年月日
	名 称	主たる所在地	
法人田茂福祉	指定障害福祉サービス事業者	青森市大字田茂木野字	平成
共同生活	障害福祉サービスの種類	青森市大字田茂木野字	
こぶし園 ケアホーム	障害福祉サービス事業所	青森市大字田茂木野字	

変更後	木野福祉 会	阿部野二 四の五	介護	ム	青森市幸畑 一丁目三五 の八	二〇・五・一五
-----	-----------	-------------	----	---	----------------------	---------

青森県告示第四百九十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
東北防衛局
- 二 測量の種類
公共測量（移転措置事業）
- 三 測量の期間
平成二十年六月十七日から同年九月十八日まで
- 四 測量の地域
三沢市四川目地区
五川目地区
大字三沢地区

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコライフネットワークASK

三 代表者の氏名

荒關 涉

四 主たる事務所の所在地

青森市大字後潟字大原九の一

五 定款に記載された目的

この法人は、年々深刻化する環境問題に対して、市民、企業、行政がひとつのネットワークとして連携・協働しながら、地域に密着したエコ活動の推進・啓発を行い、地球環境にやさしい「循環型社会」の形成を目指すことにより、市民が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる「持続可能な社会」の形成に資するとともに、地域の様々な人々が活動に参加し、そのつながりが強化されることにより、地域コミュニティの再生を促すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人五能線活性化倶楽部

三 代表者の氏名

津久井 厚

四 主たる事務所の所在地

五 弘前市大字安原二丁目一三の二〇
定款に記載された目的

この法人は、県民及び国内外の五能線に関心を寄せる人々に対して、五能線沿線の観光資源の調査、研究及び紹介と同沿線の自然環境保全を図る事業を行い、同時に五能線沿線の過疎地域に於ける保健・医療の改善をはかる活動及び五能線沿線の観光に携わる人材育成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年六月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おおせつからんど
- 三 代表者の氏名  
古川 博
- 四 主たる事務所の所在地  
八戸市大字市川町字桔梗野上一九の一三七麦沢方
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、オオセツカを中心とした野生生物全般の生息環境（生態系）の保全を図り、生物多様性を維持すると同時に地域住民と環境との共生に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月二十三日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所       | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|--------------|------------------------------------------------|
| 理 事               | 三和 均   | 五所川原市相内一三二の一 | 平成<br>三〇・四・一六就任                                |
| "                 | 三上 光治  | " 一〇六の一      | "                                              |
| "                 | 成田俊二郎  | " 岩井八一の一六三   | "                                              |
| "                 | 三和 金春  | " 四〇         | "                                              |
| "                 | 秋田谷 悟  | " 桂川五九の六     | "                                              |
| "                 | 奈良 孝一  | " 太田山の井一七五   | "                                              |
| "                 | 奈良 正勝  | " 一七四        | "                                              |
| "                 | 奈良 睦英  | " 一八五の二      | "                                              |
| 監 事               | 越野 清志  | 相内桂川二三三の四四   | "                                              |
| "                 | 奈良 茂   | 太田太田山一の一八    | "                                              |
| "                 | 三浦 功   | 相内二三         | "                                              |
| 理 事               | 三和 均   | 五所川原市相内一三二の一 | 三〇・四・一五退任                                      |
| "                 | 三上 光治  | " 一〇六の一      | "                                              |
| "                 | 成田俊二郎  | " 岩井八一の一六三   | "                                              |
| "                 | 三和 金春  | " 四〇         | "                                              |
| "                 | 秋田谷 悟  | " 桂川五九の六     | "                                              |
| "                 | 奈良 孝一  | " 太田山の井一七五   | "                                              |
| "                 | 奈良 正勝  | " 一七四        | "                                              |
| "                 | 越野 清志  | 相内桂川二三三の四四   | "                                              |
| "                 | 奈良 茂   | 太田太田山一の一八    | "                                              |
| "                 | 三浦 功   | 相内二三         | "                                              |
| 監 事               | 三浦 功   | 相内二三         | "                                              |
| "                 | 奈良 茂   | 太田太田山一の一八    | "                                              |
| "                 | 越野 清志  | 相内桂川二三三の四四   | "                                              |
| "                 | 奈良 正勝  | " 一七四        | "                                              |
| "                 | 奈良 孝一  | " 太田山の井一七五   | "                                              |
| "                 | 秋田谷 悟  | " 桂川五九の六     | "                                              |
| "                 | 三和 金春  | " 四〇         | "                                              |
| "                 | 成田俊二郎  | " 岩井八一の一六三   | "                                              |
| "                 | 三和 均   | 五所川原市相内一三二の一 | "                                              |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広

田堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月二十三日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

平成二十年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定めたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十年六月二十三日

青森県教育委員会

| 区役員の別 | 氏名      | 住 所                 | 就任及び退任の年月日  |
|-------|---------|---------------------|-------------|
| 理事    | 白戸 四郎   | 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三の二 | 平成二〇・四・一五就任 |
| 理事    | 鹿内 住矩   | 大字稲実字稲葉一〇           | "           |
| 理事    | 木村 幸則   | " 一〇四の二             | "           |
| 理事    | 菊池 長生   | " 一〇三の三             | "           |
| 理事    | 工藤 敏    | 大字七ツ館字虫流八七の三        | "           |
| 理事    | 木村 洋一   | 大字姥范字船橋一八八の一        | "           |
| 理事    | 木村 富義   | " 一八五の六             | "           |
| 理事    | 白戸 四郎   | 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三の二 | 三〇・四・二四退任   |
| 理事    | 平山 寛    | 大字姥范字船橋三三           | "           |
| 理事    | 鹿内 住矩   | 大字稲実字稲葉一〇           | "           |
| 理事    | 工藤 惣右衛門 | 字開野二四五の二            | "           |
| 理事    | 木村 幸則   | 字稲葉一〇四の二            | "           |
| 理事    | 菊池 長生   | " 一〇三の三             | "           |
| 理事    | 工藤 敏    | 大字七ツ館字虫流八七の三        | "           |
| 理事    | 棟方 昭吉   | 大字広田字藤浦九四の二         | "           |
| 理事    | 木村 洋一   | 大字姥范字船橋一八八の一        | "           |
| 理事    | 加藤 俊三   | 大字稲実字開野三三二          | "           |

| 番号        | 教科書センター名称 | 展示教科書              | 所在地及び使用する施設の名称                   | 管理責任者氏名 | 予備展示期間及び時間 | 法定展示期間及び時間                     |
|-----------|-----------|--------------------|----------------------------------|---------|------------|--------------------------------|
| 1         | 東青教科書センター | 小学校<br>中学校<br>高等学校 | 青森市栄町一丁目一〇の一〇<br>青森市教育研修センター     | 三 上 雅 生 |            | 六月二十日から七月九日まで（土曜日及び日曜日を除く）午前九時 |
| 同 今 別 分 館 | 同 今 別 分 館 | 小学校<br>中学校         | 東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二<br>今別町立今別中学校 | 五十嵐 義 人 |            |                                |



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭